

八戸市新規会社設立登録免許税等補助金

八戸市では、新たに挑戦する創業者を後押しし、産業及び雇用の創出による地域経済の活性化を図るため、市内において新規に会社設立を行う創業者に対し、会社設立にかかる登録免許税等の経費の一部を補助します。

補助対象者（次に掲げる要件を満たす者）

- ①事業を営んでいない個人又は開業届に記載されている開業日から5年を経過しない個人事業者で、令和7年4月1日以後に新たに会社を設立した者であること。
- ②市から特定創業支援等事業の証明(※)を受けていること。
- ③新たに設立した会社が市内に本店登記をしていること。
- ④新たに設立した会社以外に、経営に携わっている会社がないこと。
- ⑤納付すべき市税の滞納がないこと。
- ⑥八戸市の事務又は事業における暴力団排除措置の実施に関する要綱（平成24年9月25日実施）第2条第3号に規定する排除措置対象者でないこと。

※上記②の証明を得るためには、以下のいずれかの支援を受ける必要があります。

対象事業	要 件	実施機関
創業相談	1か月以上にわたり4回以上の相談を受け、経営・財務・人材育成・販路開拓についてのアドバイスを受けること。	・はちのへ創業・事業承継サポートセンター ・公益財団法人21あおもり産業総合支援センター ・青森県よろず支援拠点 ・株式会社青森みちのく銀行
アントレプレナーシップ講座	指定の講座を4回以上にわたり受講し、かつ講座全体の7割以上出席すること。	・八戸学院大学
はちのへ創業スクール	全4回を受講すること。 （一部未受講の場合は、個別相談による補完が可能）	・八戸商工会議所

補助対象経費・補助金額

※予算に限りがありますので、先着順となります。

株式会社を設立する場合		合名、合資、合同会社を設立する場合	
・登録免許税	75,000円	・登録免許税	30,000円
・定款認証手数料	30,000円		

【お問い合わせ・申請先】

〒031-8686 八戸市内丸一丁目1-1
 八戸市 商工労働まちづくり部 商工課 商工振興グループ
 TEL:0178-43-9242(直通)
 FAX:0178-43-2146

申請書類の
ダウンロードは
こちらから！



八戸市ホームページ





(例) 資本金100万円で株式会社を設立する場合

本来の登録免許税額
150,000円

軽減措置後
75,000円

市補助金交付後
0円

市が発行する証明書を、会社の設立登記時に法務局へ提出すると、登録免許税の軽減措置が受けられます。
法務局への提出を忘れた場合、登録免許税の軽減措置が受けられなくなりますのでご注意ください。
※合名・合資会社の場合は、法務局での軽減措置は対象外です。

会社の設立登記後に市へ補助金の申請を
すると、さらに75,000円の補助を受ける
ことができます。
(合名・合資・合同会社の場合は30,000円)

※この他、株式会社を設立した場合は、定款認証手数料を30,000円まで補助いたします。

補助金交付までの流れ

